大阪府における紹介患者、逆紹介患者の算定基準(案) (平成31年 月 日 大阪府医療審議会承認)

大阪府における紹介患者、逆紹介患者の算定基準

平成30年2月23日

項目	府の算定基準
【紹介患者】	○紹介患者の用語定義に基づく紹介状であること。
	○開設者と直接関係のない医療機関からの紹介であること。
	○あて先には、地域医療支援病院を申請する病院名が必ず明記されてい
	ること。
	○医療機関以外(老健施設、特養、施設等)からの紹介は、算定できな
	い。
【逆紹介患者】	○逆紹介患者の用語定義に基づく逆紹介状であること。
	○開設者と直接関係のない医療機関あての逆紹介であること。
	○地域医療支援病院で診断および治療を行った診療内容が記載され、か
	つ、相手医療機関に、医療(治療)を引き継ぐ診療内容が記載されてい
	ること。
	・治療した病名と治療内容が記載されていること。
	・患者に説明した旨が記載されていること。
	・既往歴に該当する医療をかかりつけ医の指示のもと提供した場合
	は、その内容を記載すること。
	・定期的な検査等を必要とする場合は、その内容を記載すること。
	・検査依頼に <u>ついては、診察しその結果を診療録に記載するとともに</u>
	対する 逆紹介状には、地域医療支援病院で行った診断名および検査
	結果を患者に説明していること。
	○地域医療支援病院からの逆紹介に該当しないもの
	・いわゆるお礼状、報告書。
	・逆紹介先が、人間ドックのみを実施する医療機関や、休日診療所な
	ど応急処置のみを実施する医療機関の場合。